

入札公告（説明書）

令和5年12月7日
東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 堀 圭一

条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和5年10月版）』（以下『共通入札公告』という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告』の2-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

調達手続の概要

1. 契約件名（工事名） 道央自動車道 旭川管内舗装補修工事
2. 工事概要 工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』、『設計図書』を参照のこと
3. 契約責任者 NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 堀 圭一
4. 契約担当部署 NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課
（住所）〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30
（電話）011-896-5777
（mail）ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp
5. 入札方法 電子入札
6. 単価表の提出 必要入札者に対する指示書[13]を参照のこと
7. 契約書の作成 必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
8. 支払条件 前金払の有無：「有」
部分払の有無：「有」
9. 競争参加資格要件等 『共通入札公告』2-3-1. 及び本書『競争参加資格要件等一覧表』のとおり
10. 競争参加資格の確認 事前審査方式
11. 入札手続き日程 本書『入札手続き日程』のとおり
12. 指名併用理由 本件競争入札においては非該当
13. 設計業務成果品等の貸与 本件競争入札においては非該当
14. 材料価格等の閲覧 本件競争入札においては非該当
15. 見積活用方式の有無 「無」
16. その他 週休2日推進工事、工事工程表開示試行工事、カーボンニュートラル試行工事（受注者の提案によるカーボンニュートラルに資する取り組みを推進するもの。取り組みを実施した場合は、しゅん功時の工事の成績評定において加点を行う。）

以 上

入札手続き日程

入札公告日		令和 5 年 12 月 7 日
1	審査基準日	下記 3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2	契約図書の配布期間	入札公告の日から 令和 5 年 12 月 21 日まで 上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。
3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日から令和 5 年 12 月 21 日 16 時 00 分まで 『共通入札公告』2-3-2. ～2-3-4. に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6) に示す方法により提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書様式 1 (2) 競争参加資格確認申請書様式 2</p>
4	競争参加資格確認結果通知日	令和 6 年 1 月 18 日を予定
5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格確認結果の通知日の翌日から 7 日以内（休日除く。）の毎日 10 時 00 分から 16 時 00 分まで
6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
7	技術（業務）提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当
8	改善技術（業務）提案書提出期限	本件競争入札においては非該当
9	技術（業務）提案書の採否通知日	本件競争入札においては非該当
10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当

13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和6年2月14日 16時00分 ※『共通入札公告』の2-4-1に示す入札に必要な書類を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p>
14	開札日時	令和6年2月15日 16時00分
15	開札場所	NEXCO 東日本 北海道支社
16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日から令和6年2月5日16時00分まで</p> <p>【受付方法】 質問書面(様式自由)を書留郵便等または電子メールにより行政機関の休日(以下、「休日」という。)を除く毎日16時まで提出すること。</p> <p>【受付場所】 本書『調達手続の概要』4.契約担当部署</p>
17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内(休日を除く。)
18	資料の閲覧(貸与)期間 (設計業務成果品等)	本件競争入札においては非該当
19	資料の閲覧期間 (材料価格等)	本件競争入札においては非該当
20	資料の掲載 (参考積算条件書)	<p>【掲載資料】 ・参考積算条件書 参考積算条件書とは、入札(見積)参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する参考資料をいう。</p> <p>【掲載場所】 弊社HPの本件入札公告情報に掲載。</p> <p>【掲載日】 令和6年1月29日を予定</p> <p>【その他注意事項】 (1)参考積算条件書は、入札(見積)参加者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第1条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。 (2)本資料に掲載の単価についての質問・問合せには一切応じられない。 (3)本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。 (4)本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。 (5)本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。</p>

※各提出書類については、交付図書及び入札者に対する指示書の様式をお使いください。

※各文書について、電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期限内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。(16.入札に関する質問受付期間【受付方法】電子メールについては、送付アドレスの限定はない)

競争参加資格要件等一覧表

工事件名		道央自動車道 旭川管内舗装補修工事		
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式		
	落札者の決定方法	総合評価落札方式	工事実績評価型(実績Ⅱ型)	
	評価値の算出方法	加算方式		
	見積活用方式の有無	無		
	入札ポンド	対象外		
	履行ポンド	対象		
	IV募集対象	対象外		
	審査時期	事前審査		
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①「令和 5・6 年度競争参加資格」を有する者であること。 ②弊社発注工事において、令和3・4年度の工事種別(舗装工事)の工事成績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。	
		工事種別	舗装	
		等級	-	
	施工実績	対象となる施工実績	平成20年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績	
		同種工事	a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)工事 b) 自動車専用道路において車線規制を実施した工事(片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可) a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 なお、総合評価(技術評価)の対象は、a)の施工実績とする ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。	
		同種工事(緩和)	-	
	納入実績等	同種機器	-	
		支援体制	-	
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) -	受注者名) -
			業務名) -	受注者名) -
施工管理業務の受注者		業務名) 令和5年度 保全点検業務の実施に関する年度協定 土木施工管理業務	受注者名) ㈱ネクスコ・エンジニアリング北海道	
		業務名) -	受注者名) -	
その他	-			
継続契約方式の対象	対象外	対象となる後発工事名(その1)	-	
		対象となる後発工事名(その2)	-	

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

工事実績評価型Ⅱ型			技術評価点 (満点)	10点																													
評価項目			評価基準																														
施工の確実性	企業	同種工事の 工事実績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																														
			工事実績評価の対象とする同種工事：高機能舗装（排水性舗装を含む）工事																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認 対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"> $\text{評価点} = \frac{\text{配点 (4点)}}{20} \times (\text{同種工事実績の工事実績評定点} - 70) \times \text{係数 } a$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする) </td> <td>0~4 点</td> <td rowspan="3">4点</td> <td rowspan="3">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">係数 a の設定は下記のとおり</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種工事実績の受渡しが平成30年4月1日以降である場合</td> <td>同種工事の施工実績が平成30年3月31日以前でかつ平成25年4月1日以降の場合</td> </tr> <tr> <td>① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、又はNEXCO西日本の発注工事</td> <td>1</td> <td>0.5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事</td> <td>0.5</td> <td>0.25</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 上記に該当しない</td> <td colspan="2">0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		評価点	配点	履行確認 対象項目	$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (4点)}}{20} \times (\text{同種工事実績の工事実績評定点} - 70) \times \text{係数 } a$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)		0~4 点	4点	-	係数 a の設定は下記のとおり				同種工事実績の受渡しが平成30年4月1日以降である場合	同種工事の施工実績が平成30年3月31日以前でかつ平成25年4月1日以降の場合	① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、又はNEXCO西日本の発注工事	1	0.5			② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事	0.5	0.25			③ 上記に該当しない	0		
評価基準		評価点	配点	履行確認 対象項目																													
$\text{評価点} = \frac{\text{配点 (4点)}}{20} \times (\text{同種工事実績の工事実績評定点} - 70) \times \text{係数 } a$ (評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)		0~4 点	4点	-																													
係数 a の設定は下記のとおり																																	
	同種工事実績の受渡しが平成30年4月1日以降である場合	同種工事の施工実績が平成30年3月31日以前でかつ平成25年4月1日以降の場合																															
① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、又はNEXCO西日本の発注工事	1	0.5																															
② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事	0.5	0.25																															
③ 上記に該当しない	0																																
◇留意事項 ① 工事実績評定点が90点以上の場合、工事実績評定点を90点とする。 ② 工事実績評定点が70点に満たない場合又は工事実績評定の無い場合、評価点は0点とする。 ③ 公的機関とは、工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）において発注機関として入力が可能とされている機関をいう。 ④ 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事実績（工事実績評定）である場合についてのみ評価する。																																	
施工の確実性	企業	同一工事種別における 表彰実績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準 / 評価点</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認 対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表彰対象</td> <td>表彰日</td> <td>表彰日が平成31年4月1日以降である場合</td> <td>表彰日が平成31年3月31日以前でかつ平成26年4月1日以降の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>① NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は各支社長による優秀工事等の表彰実績（同一工事種別に限る）</td> <td>1点</td> <td>0.5点</td> <td rowspan="3">1点</td> <td rowspan="3">-</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO東日本の各事務所長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）又は各支社長による功勞表彰（工事種別を問わない）の実績</td> <td>0.5点</td> <td>0.25点</td> </tr> <tr> <td>③ 上記に該当しない</td> <td colspan="2">0点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準 / 評価点		評価点	配点	履行確認 対象項目	表彰対象	表彰日	表彰日が平成31年4月1日以降である場合	表彰日が平成31年3月31日以前でかつ平成26年4月1日以降の場合		① NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は各支社長による優秀工事等の表彰実績（同一工事種別に限る）	1点	0.5点	1点	-	② NEXCO東日本の各事務所長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）又は各支社長による功勞表彰（工事種別を問わない）の実績	0.5点	0.25点	③ 上記に該当しない	0点									
			評価基準 / 評価点		評価点	配点	履行確認 対象項目																										
表彰対象	表彰日	表彰日が平成31年4月1日以降である場合	表彰日が平成31年3月31日以前でかつ平成26年4月1日以降の場合																														
① NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は各支社長による優秀工事等の表彰実績（同一工事種別に限る）	1点	0.5点	1点	-																													
② NEXCO東日本の各事務所長による優秀工事等の表彰（同一工事種別に限る）又は各支社長による功勞表彰（工事種別を問わない）の実績	0.5点	0.25点																															
③ 上記に該当しない	0点																																
◇留意事項 ① 同一工事種別とは、本工事の競争参加資格における工事種別と同一であることをいう。 ② 表彰実績は1工事のみ提出を認めること。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。 ③ 表彰状等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。 ④ 表彰が工事を履行した事業所に対するものであること。 ⑤ 優秀工事等の表彰とは各支社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優良工事、品質管理優良工事、コスト削減優良工事、環境貢献優良工事、安全管理推奨工事、安全管理奨励工事又は優良工事」としての表彰であること。 ⑥ 上記⑤以外の社長表彰又は支社長による功勞表彰には感謝状を含む。																																	
施工の確実性	企業	品質管理・ 環境・労働 安全衛生マ ネジメント システムの 取得状況	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認 対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMSもしくはISO45001）の取得状況</td> <td>左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している</td> <td>2点</td> <td rowspan="3">2点</td> <td rowspan="3">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左記のマネジメントシステムを1つ取得している</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左記のマネジメントシステムを取得していない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価点	配点	履行確認 対象項目	品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMSもしくはISO45001）の取得状況	左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している	2点	2点	○		左記のマネジメントシステムを1つ取得している	1点		左記のマネジメントシステムを取得していない	0点														
			評価基準	評価点	配点	履行確認 対象項目																											
品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMSもしくはISO45001）の取得状況	左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している	2点	2点	○																													
	左記のマネジメントシステムを1つ取得している	1点																															
	左記のマネジメントシステムを取得していない	0点																															
◇留意事項 ① 当該工事の施工を担当する部署が取得しているマネジメントシステムの対象部署であって、かつ取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。 ② 取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出ない場合、評価しない。																																	
施工の円滑性	地域精進 度・当社へ の貢献度等	災害時の協 力実績（緊 急災害復旧 工事の施工 実績）	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認 対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO東日本への平成30年4月1日以降の災害協力実績である場合</td> <td>2点</td> <td rowspan="3">2点</td> <td rowspan="3">-</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO東日本への平成30年3月31日以前でかつ平成25年4月1日以降の災害協力実績である場合</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>③ 災害協力実績がない。</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準	評価点	配点	履行確認 対象項目	① NEXCO東日本への平成30年4月1日以降の災害協力実績である場合	2点	2点	-	② NEXCO東日本への平成30年3月31日以前でかつ平成25年4月1日以降の災害協力実績である場合	1点	③ 災害協力実績がない。	0点																	
			評価基準	評価点	配点	履行確認 対象項目																											
① NEXCO東日本への平成30年4月1日以降の災害協力実績である場合	2点	2点	-																														
② NEXCO東日本への平成30年3月31日以前でかつ平成25年4月1日以降の災害協力実績である場合	1点																																
③ 災害協力実績がない。	0点																																
◇留意事項 ① 災害時の協力実績は1件のみ提出を認めること。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。 ② NEXCO東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「依頼文書、承諾の文書又は契約書」の写しを添付が無い場合は「0点」で評価する。 ③ 既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。 ④ NEXCOグループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。 ⑤ 経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者にも実績がある場合に評価する。																																	
担い手確保	若手・女性 技術者の配 置		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認 対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①担当技術者に、若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある</td> <td>どちらの条件も満たす</td> <td>1.0点</td> <td rowspan="3">1点</td> <td rowspan="3">○</td> </tr> <tr> <td>②担当技術者に、女性技術者の配置計画がある</td> <td>どちらか一方を満たす</td> <td>0.5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>どちらも該当なし</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準		評価点	配点	履行確認 対象項目	①担当技術者に、若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある	どちらの条件も満たす	1.0点	1点	○	②担当技術者に、女性技術者の配置計画がある	どちらか一方を満たす	0.5点		どちらも該当なし	0点													
			評価基準		評価点	配点	履行確認 対象項目																										
①担当技術者に、若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある	どちらの条件も満たす	1.0点	1点	○																													
②担当技術者に、女性技術者の配置計画がある	どちらか一方を満たす	0.5点																															
	どちらも該当なし	0点																															
◇留意事項 ① 技術評価時には配置計画の有無を確認し、評価を行うものとする。若手技術者及び女性技術者の配置要件については、契約締結後に求めるものとする。																																	